

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年12月15日 10時30分ごろ
発生場所	長崎県島原市島原港東方沖 島原灯台から真方位079° 770m付近 （概位 北緯32° 46.9′ 東経130° 23.4′）
事故の概要	漁船 ^{ともゆう} 智雄丸は、南東進中、また、漁船 ^{のぶやす} 信靖丸は、船首を北方に向けて釣りをしながら漂泊中、両船が衝突した。 信靖丸は、船長が負傷し、左舷船尾部外板金属製防舷材の曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 智雄丸、0.8トン NS3-406661（漁船登録番号）、個人所有 6.20m (Lr) × 1.68m × 0.70m、FRP ディーゼル機関、30.90kW、昭和58年2月17日 第292-21954号（船舶検査済票の番号） B 漁船 信靖丸、0.7トン NS3-400431（漁船登録番号）、個人所有 6.10m (Lr) × 1.88m × 0.58m、FRP ディーゼル機関、27kW（動力漁船登録票による）、昭和60 年3月24日
乗組員等に関する情報	A 船長A 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月6日 免許証交付日 令和元年7月8日 （令和7年2月28日まで有効） B 船長B 84歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年4月22日 免許証交付日 平成29年7月24日 （令和5年3月11日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 左舷船尾部外板の金属製防舷材に曲損、オーニング支柱に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、流し釣り漁の目的で、令和3年12月15日07時00分ごろ島原市島原新港北東方の漁場に向けて同港を出港し、07時40分ごろから同漁場で流し釣りを行った後、島原港北東方沖に漁場を移動する目的で、09時30分ごろ同漁場を発進した。</p> <p>船長Aは、10時00分ごろ島原港北東方沖の漁場に到着し、魚群探知機能付きのGPSプロッターを作動させ、島原港北東方沖から南南西方につながるいくつかの魚礁上を低速で流しながら魚群探索を行い、その後左転して南東方の魚礁上を流してみるも魚影の反応がなかったため、沖の方の魚礁に移動しようと、機関を半速力の約5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）とし、島原港東方沖に向け、A船を南東進させた。</p> <p>船長Aは、船体後部の機関室開口部に足を入れ、開口部後方のデッキに座り、魚群探知機の画面を見ながら操船していたところ、10時30分ごろ衝撃音が聞こえ、左舷方を見たところ、B船がA船の左舷船尾方に流れていく状況を見て、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、反転してB船にA船を寄せて、船長Bの負傷状況を確認した後、船長Bが通報した海上保安庁の巡視艇の到着を待って、事故の対応に当たった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、流し釣り漁の目的で、08時30分ごろ島原港東方沖の漁場に向けて、同港内の係留場所を出港した。</p> <p>船長Bは、漁場に到着した後、機関を中立運転とし、船首を北方に向けて漂泊しながら流し釣り漁を始めた。</p> <p>船長Bは、船体後部の機関室開口部に足を入れ、開口部後方のデッキに座り、左舷側を向いて流し釣りを行っていたところ、北方から南進して来るA船を初認し、A船が島原灯台の東方沖で停船したように見えた。</p> <p>船長Bは、流し釣りを続けていたところ、A船が針路を変え、B船に向かってゆっくりと進んで来るのを視認し、何が釣れているかを聞きに来るのだらうと思い、A船から目を離して釣り針に餌を付ける作業を始めた。</p> <p>船長Bは、A船が近くに来れば停船するだらうと思っていたところ、更に接近した際、A船の速力が上がっているように見え、衝突の</p>

	<p>危険を感じたもの間もなく、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で甲板に倒れた際に負傷し、B船の損傷状況を確認した後118番通報を行い、来援した海上保安庁職員から病院に行くよう促され、自力で航行して係留場所に帰航した後、病院を受診して肋骨骨折等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、島原港北東方沖の漁場に南進してきた際、主に陸上のホテルや島原灯台を目標に航行しており、周囲を見渡したものの、他船を見掛けなかったため、近くに他船はいないと思っていた。</p> <p>船長Aは、島原港北東方沖の漁場に到着した際、周囲に他船はいないと思っており、魚群探索や魚礁間の移動に際し、時折、位置関係の把握のために陸上の物標を見たり、魚群探知機の画面を見たりしながら航行していた。</p> <p>船長Aは、沖の方の魚礁に移動しようと、機関を半速力の約5knの速力で島原港東方沖に向け、本船を南東進させた際、海底の起伏や小魚の集まり具合を確認するために、魚群探知機の画面を見ながら航行していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、島原港東方沖を南東進中、船長Aが、周囲に他船はいないと思いき、魚群探知機の画面を見ながら航行したことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、島原港北東方沖の漁場に南進してきた際、主に陸上のホテルや島原灯台を目標に航行しており、周囲を見渡したものの、他船を見掛けず、周囲に他船はいないと思っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、島原港東方沖で船首を北方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Bがゆっくりと接近して来るA船を視認したものの、何が釣れているかを聞きに来るのだろうと思込み、釣り針に餌を付ける作業を始めてA船から目を離したことから、その後、速力を上げてB船に向かって来るA船に気付いたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、島原港東方沖において、A船が南東進中、B船が船首を北方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Aが、周囲に他船はいないと思いき、魚群探知機の画面を見ながら航行したため、前路で漂泊中のB船に気付かず、また、船長Bが、ゆっくりと接近して来るA船が、B船に何が釣れているかを聞きに来るのだろうと思込み、釣り針に</p>

	<p>餌を付ける作業を行い、A船から目を離し漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、周囲に他船はいないと思わず、魚群探索中であつても、常に周囲の適切な見張りを怠らないこと。 ・ 釣りをしながら漂泊中の小型船舶の船長は、接近する他船がある場合、他船の操船者が自船に気付いていると思わず、余裕のある時期に機関を始動して他船の進行方向から外れた場所に移動するなど衝突を避ける措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

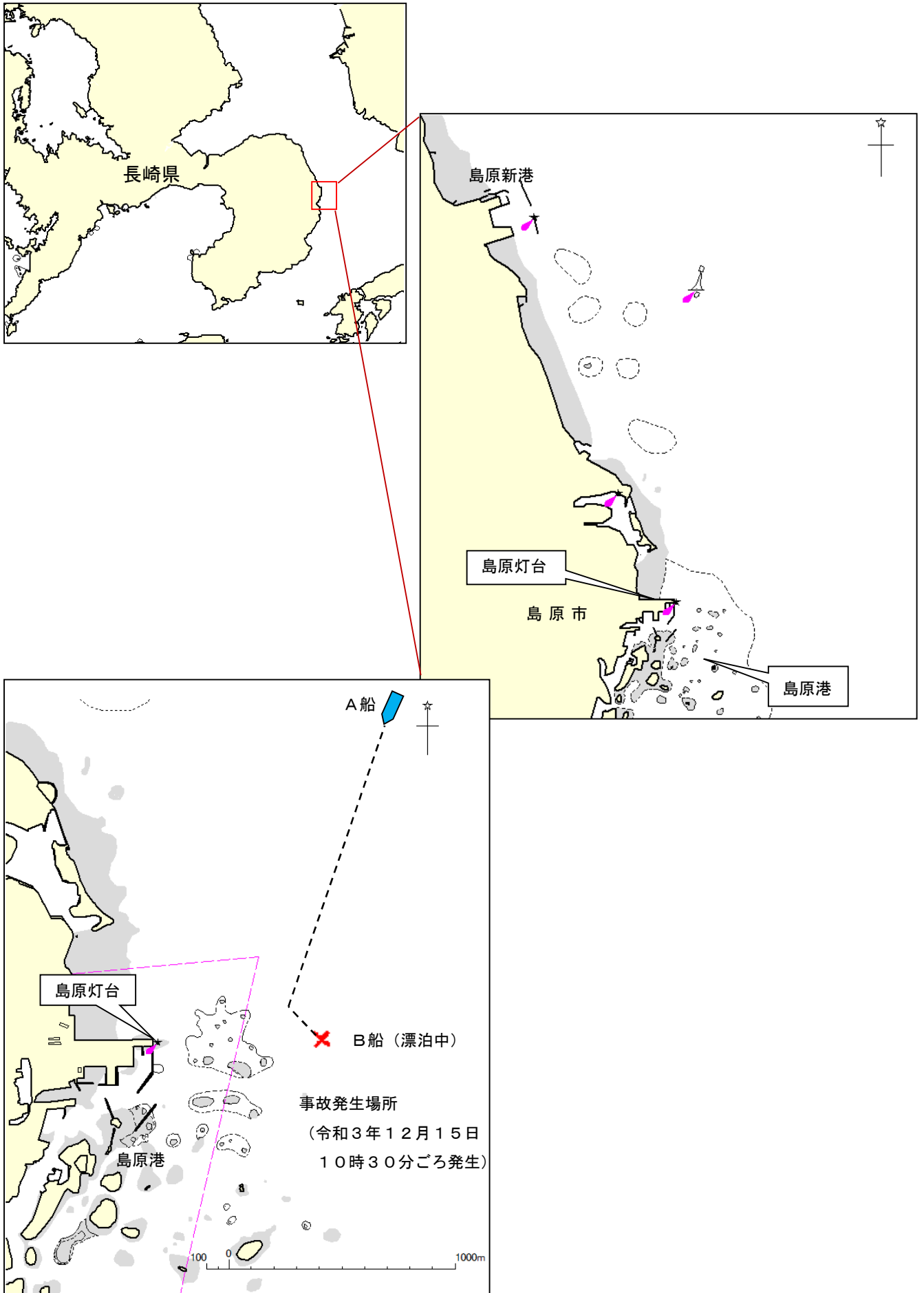


写真1 A船



写真2 B船

